



事務連絡  
令和6年10月18日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

### 柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和6年5月29日付け保発0529第3号）通知により、明細書交付義務化対象施術所の範囲の拡大及び長期・頻回受療に係る適正化について、令和6年10月1日から実施したところですが、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

つきましては、関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

### 記

- ・別添1 明細書交付義務化対象施術所の拡大について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和4年5月27日付け事務連絡）」及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（令和4年8月30日付け事務連絡）」の一部改正
- ・別添2 長期・頻回受療の適正化について、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和6年5月31日付け事務連絡）」の一部改正

以上

(別添1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和4年5月27日付け事務連絡)  
(令和6年5月31日付け一部改正)  
(令和6年10月18日付け一部改正)

【明細書関係】

(問1)～(問2-1) (略)

(問2-2) 明細書交付義務化対象施術所(明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所)において、患者本人から全ての施術に係る明細書交付不要の申し出があったため交付しなかった場合、当該患者に係る明細書発行体制加算の算定は可能か。

(答)

当該患者に係る明細書発行体制加算の算定はできない。

明細書交付義務化対象施術所は、全ての患者に明細書を無償交付することが原則であり、明細書を交付していなければ明細書発行体制加算の算定はできない。

※ 「柔道整復師の施術料金の算定方法」(昭和33年9月30日付け保発64号)備考9、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)第5・4(9)ア、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(令和6年5月31日付け事務連絡)別添1問1-2参照。

(問2-3) 疑義解釈(問2-2)により、患者本人から明細書交付不要の申し出があったため、当該患者に対する明細書の交付を行わなかった場合、当該患者に対する明細書発行体制加算の算定は認められないとされているが、その場合であっても、同施術所が明細書を交付した患者については、明細書発行体制加算の算定は可能との解釈でよろしいか。

(答)

そのとおり。

(問3)～(問11) (略)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）」

（令和4年8月30日付け事務連絡）

（令和6年5月31日付け一部改正）

（令和6年10月18日付け一部改正）

【明細書関係】

（問1）～（問5-2） （略）

（問5-3） 地方厚生（支）局において、受領委任の「届け出」又は「申し出」受理時（又は受理后）に、同一施術所から「明細書有償交付の実施に関する届出」があり、当該届出の受理日が同月内の場合、受理月の施術に係る明細書有償交付は可能か。

（答）

「明細書有償交付の実施に関する届出」の受理月に明細書を有償で交付することはできない。

当該施術所で明細書を有償交付できるのは、「明細書有償交付の実施に関する届出」が受理された日の属する月の翌月以降、患者から明細書の交付を求められた場合である。

（問5-1参照）

（問6）～（問6-3） （略）

(別添2)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

(令和6年5月31日付け事務連絡)

(令和6年10月18日付け一部改正)

**【長期・頻回施術の逡減関係】**

(問1)～(問5) (略)

(問5-1) 国の公費負担医療制度の受給対象となる患者は、長期・頻回の施術に係る特別の料金について、徴収は認められないものとなっているが、地方単独の公費負担医療の受給者についても同様に特別の料金について徴収は認められないこととなるのか。

(答)

特別の料金について徴収することは認められない。

地方単独の公費負担医療(事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る。)の受給者については、国の公費負担医療制度と同様に特別の料金の徴収の対象にはならない。

なお、長期・多部位の施術に係る特別の料金の徴収についても、同様の取扱いとなっている。

(問6)～(問8) (略)

**【患者ごとの償還払いへの変更関係】 (略)**